

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 章 コンテナー特例法関係</p> <p>第 1 節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>（特例輸入者等に係る免税コンテナーの国内運送使用の届出の特例）</p> <p>8 - 3 免税コンテナーの管理者が第 7 条の 2 第 1 項、第 50 条第 1 項、第 61 条の 5 第 1 項、第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 67 条の <u>3</u> 第 1 項の承認を受けた者又は同法第 79 条第 1 項の認定を受けた者（以下この項において「特例輸入者等」という。）である場合の、法第 8 条第 3 項に規定する免税コンテナーに係る届出については、次による。</p> <p>及び（省略）</p>	<p>第 4 章 コンテナー特例法関係</p> <p>第 1 節 コンテナーの通関及び承認</p> <p>（特例輸入者等に係る免税コンテナーの国内運送使用の届出の特例）</p> <p>8 - 3 免税コンテナーの管理者が第 7 条の 2 第 1 項、第 50 条第 1 項、第 61 条の 5 第 1 項、第 63 条の 2 第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の承認を受けた者又は同法第 79 条第 1 項の認定を受けた者（以下この項において「特例輸入者等」という。）である場合の、法第 8 条第 3 項に規定する免税コンテナーに係る届出については、次による。</p> <p>及び（同左）</p>